

香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画

平成 1 9 年 5 月

香 川 県

目 次

1 資源の現状と資源回復の必要性	
（1）対象資源の資源水準の現状	1
（2）資源回復の必要性	2
2 関係漁業と資源管理の現状	
（1）関係漁業等の現状	3
（2）資源管理等の現状	6
3 回復計画の目標	9
4 資源回復のために講じる措置と実施期間	
（1）漁獲努力量の削減措置	1 0
（2）資源の積極的培養措置	1 1
（3）漁場環境の保全措置	1 1
5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置	1 1
6 資源回復のために講じる措置に対する支援策	
（1）漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策	1 1
（2）資源の積極的培養措置に対する支援措置	1 1
（3）漁場環境の保全措置に対する支援措置	1 1
7 資源回復措置の実施に伴う進行管理	
（1）資源回復措置の実施状況の把握	1 2
（2）資源動向の調査	1 2
（3）資源回復措置の見直し	1 2
（4）進行管理に関する組織体制	1 2
8 その他	
（1）資源回復計画内容の周知	1 3
（2）他の漁法との協議	1 3
（3）他県関係漁業者との協議	1 3
（4）遊漁者への啓発	1 3
（5）市場関係者との連携	1 3
（6）県民の理解と協力	1 3
（7）流通や消費対策の検討	1 3

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

①海域の範囲

本県には播磨灘、備讃瀬戸、燧灘の3つの海域があり、その全てで小型機船底びき網漁業（以下「小型底びき網」という。）が営まれている。これまで、県内5つの地区ごとに、関係漁業者の話し合いにより、休漁日の設定や網目の制限、小型魚の再放流などの資源管理の取組みを実践してきた。しかしながら、資源水準の低下や魚価の低迷などから、漁業経営は厳しい状況が続いており、今後とも対象とする資源について、一層の管理と合理的な利用が求められている。

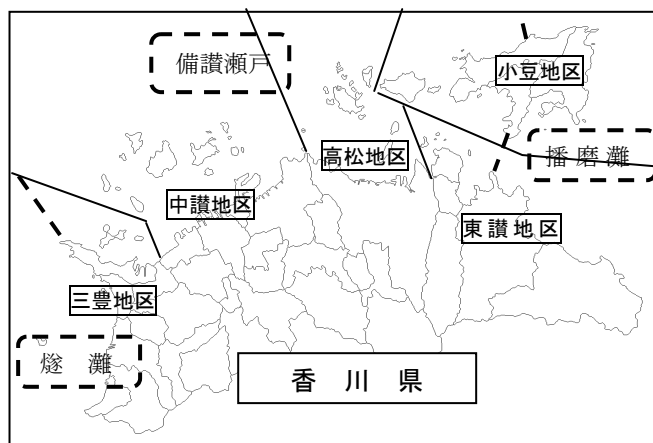


図1 香川県の海域と地域区分

また、本県の小型底びき網は地区の海域にとどまらず、隣接する海域を含む比較的広い範囲で操業していることから、各地区の連携を強化しつつ、より広域での合意形成と資源管理の取組みが必要となっている。

このことから、小型底びき網の資源回復計画については、県内全域を1つの単位として策定する。

②対象資源の現状

小型底びき網において漁獲割合が高い魚種は、タコ類（マダコ、その他のタコ類）、エビ類（クルマエビ、その他のエビ類）、ウシノシタ類、ヒラメ・その他カレイ類、アナゴ類、シャコなどで、このうちタコ類、ヒラメでは漁獲量が増加傾向にあり、メイタガレイでは平成12年以降回復傾向がみられるものの、その他の種類では減少傾向となっている。特にアナゴ類、シャコ、エビ類の減少が大きい。その他の魚種では、マダイは増加傾向、ガザミは横ばい傾向にある。

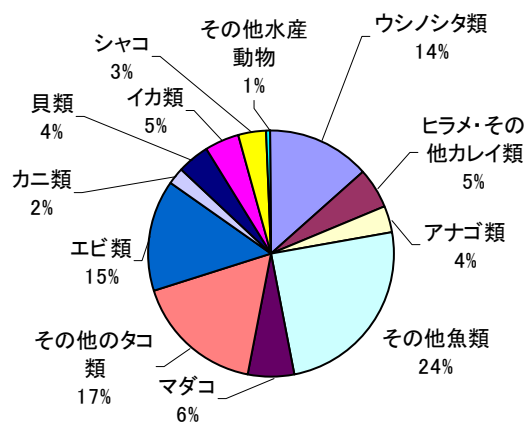


図2 小型底びき網の主要魚種別漁獲組成 (H7～16 平均)

このように、魚種によって漁獲の状況に差はあるものの、小型底びき網の漁獲量は全体では減少しており、定着性の資源を中心に対象資源は減少していると考えられる。

(2) 資源回復の必要性

漁船漁業の漁獲量に占める小型底びき網の割合は、近年30%程度で推移しており、船びき網(30~40%)や込網(10~20%)と並ぶ本県の基幹漁業となっている。

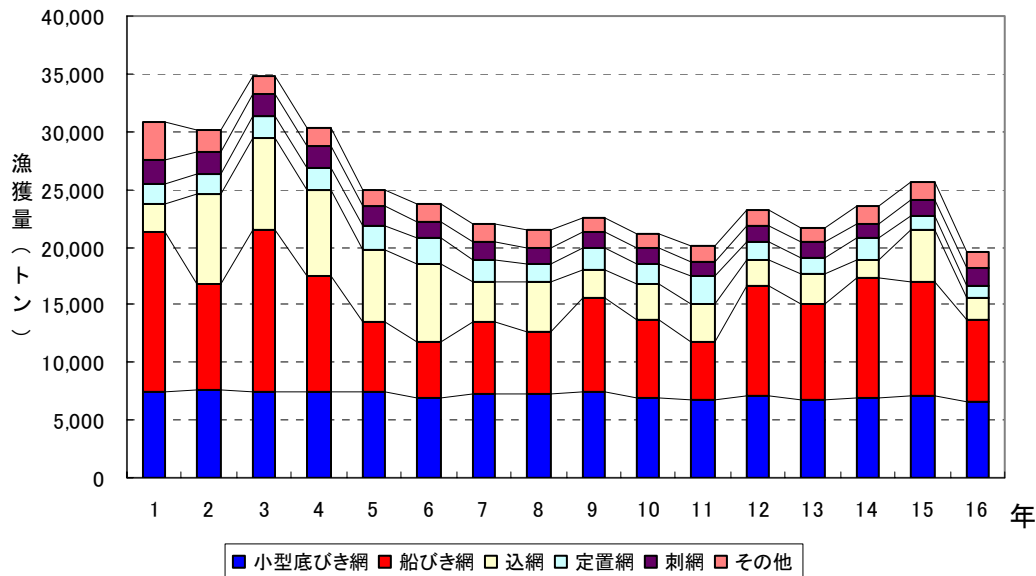
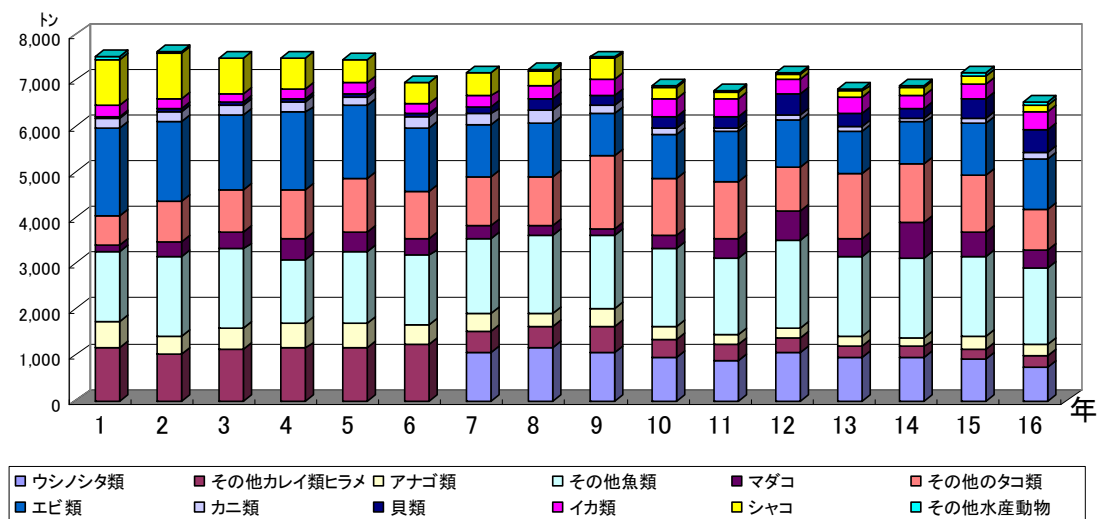


図3 漁船漁業の主要漁法別漁獲量の推移

本計画の対象である小型底びき網は、エビ類やタコ類などの定着性の資源を主な漁獲対象とし、船びき網や込網に比べて漁獲量は比較的安定しているものの、全体的には減少傾向にあり、このままの状態が続けば、今後の資源水準の低下が心配されている。

このことから、小型底びき網の持続的、安定的な生産、経営を実現するために、資源回復計画を作成し、休漁日や時間制限を設けるなどの漁獲努力量の削減、再放流サイズの設定などの資源保護により、資源回復を促進するとともに、価格対策などの取組みを確実に実践していくことが重要となっている。



※H1~6の「その他カレイ類ヒラメ」は「ウシノシタ類」を含む

図4 小型底びき網の主要魚種別漁獲量の推移

2 関係漁業と資源管理の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

漁船漁業の「主とする漁業種別経営体数」に占める小型底びき網の割合は約40%と最も高くなっている。

小型底びき網の経営体数は、平成元年には916経営体であったものが、平成16年には695経営体と徐々に減少している。

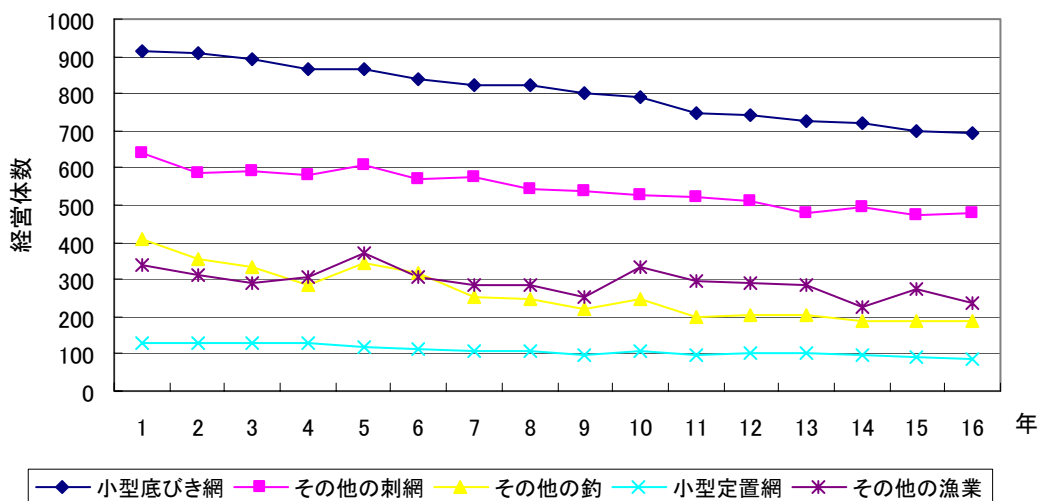


図5 漁船漁業経営体の推移

② 漁獲量、漁獲金額の推移

平成元年から平成16年までの小型底びき網の漁獲量は、平成2年の7,600トンを経営体数をピークに増減を繰り返しながら減少しており、平成16年は6,500トンとピーク時の86%になっている。

漁獲金額も平成5年の59億4千万円を経営体数をピークに減少しており、平成16年は39億7千万円でピーク時の67%となっている。

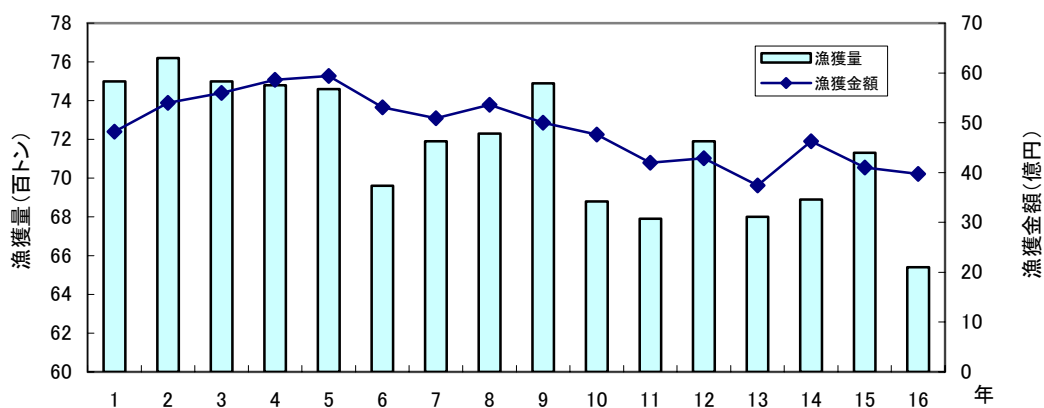


図6 小型底びき網の漁獲量・漁獲金額の推移

③漁業操業及び経営の現状

小型底びき網は海域の特性や対象とする魚種にあわせた漁具を使用して操業しており、このうち、えびこぎ網（手繰第2種）の操業が最も多い。また、板びき網（その他縦びき）、戦車こぎ網（手繰第3種）など複数の形態を組合わせて操業している海域もある。このように海域、対象魚種、季節にあわせた漁具による操業が可能な漁法であることから、小型底びき網は他の漁業に比べて専門率が高い。

その他に、同じ小型底びき網漁船を使用して、二そうさより機船船びき網やさわら流しさし網などの漁業を操業する漁業者もあるほか、建網などの他の漁船漁業、のり養殖などの養殖漁業を組合わせて営む者もある。

隣接県の海域では、備讃瀬戸（岡山県）、燧灘（広島県、愛媛県）で、それぞれ連合海区委員会での入会協定により、関係県の漁船が入会して操業している。播磨灘でも岡山・兵庫・香川の3県で「播磨灘及び小豆島北部海域の網口開口板及び戦車マンガ漁業許容海域における入漁協定」により入会操業が行われている。

表1 小型底びき網漁業の主な種類

漁業種類		主たる操業区域	操業期間
手繰第2種	えびこぎ網	県下一円	周年
	なまここぎ網	小豆郡・東かがわ市・さぬき市	12月～3月
	いか磯間びき網	高松市・小豆郡・塩飽海面	4月～6月
	てっかんこぎ網	燧灘の特定海面	11月
手繰第3種	かきけた網	備讃瀬戸西部海面	12月～3月
	貝けた網	燧灘	12月～3月
	戦車こぎ網	播磨灘	10月～5月
燧灘		12月～3月	
その他底びき	板びき網	小豆島北部～播磨灘	4月～12月

平成7年から平成16年までの操業形態別隻当りの年間出漁日数は、最も操業隻数が多いえびこぎ網では110日前後で推移しており、大きな変動はない。その他の操業形態については資源の発生状況などにより、出漁日数が増減していると考えられる。

表2 小型底びき網の操業形態別隻当り出漁日数

単位（日／年）

操業形態	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
えびこぎ網	109.9	111.4	110.5	107.2	103.1	108.5	105.8	110.8	110.1	104.8
その他2種	15.6	15.6	14.9	15.4	17.4	17.9	17.5	16.9	20.4	24.0
戦車こぎ網	39.7	43.6	47.6	44.5	43.6	46.7	47.5	45.6	46.9	51.1
その他3種	35.8	28.6	13.8	45.1	40.2	26.6	43.9	44.3	57.2	58.9
板びき網	77.2	68.3	63.6	66.8	65.6	77.0	82.7	80.8	76.5	80.6

また、小型底びき網の経営の現状は、漁業者による資源管理や栽培漁業の効果などにより、近年1経営体当たりの漁獲量もわずかながら増加する傾向にあるが、1経営体当たりの漁獲金額は、販売単価の低迷から、漁獲量の増加に反して減少傾向にあり、経営状況は厳しい。このような状況では、減少した漁獲金額を漁獲量の増加で補おうとして小型の魚まで漁獲し、資源に悪影響を及ぼす可能性があることから、早急に対策を講じる必要がある。

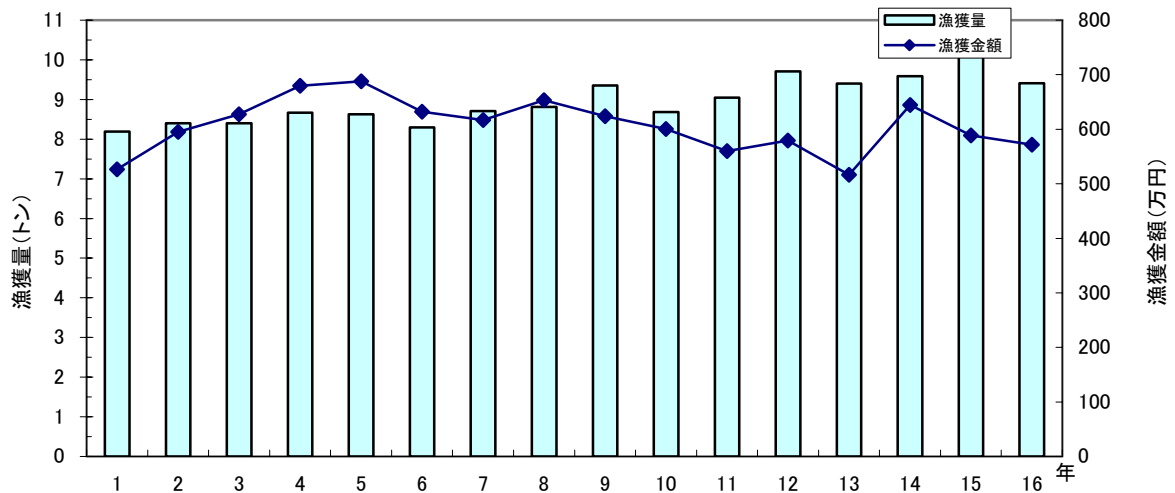


図7 1経営体あたりの漁獲量・漁獲金額の推移

④消費と流通の現状

小型底びき網の漁獲物は、県下19の水産物市場に出荷されるほか、小豆地区、中讃地区の一部の漁協では岡山県の市場にも出荷している。そのほかにも、漁協などが一括して集荷し、近隣府県へ出荷したり、漁協や漁業者グループが消費者に直接販売する産直にも取り組んでいる。

近年水産物は、高鮮度、簡便な調理などの消費者ニーズから、活魚や調理済み商品の取扱いが伸びるとともに、量販店、外食産業等の大口需要者の増加に伴う輸入水産物の増加、鮮度保持技術の向上、市場外流通の拡大など、流通の形態も大きく変化している。

このように消費者ニーズや流通形態が変化する中、小型底びき網の漁獲物の販売は、現状では変化に対応できておらず、さらに景気の低迷などと相まって、販売単価の低迷につながっていると考えられる。

(2) 資源管理等の現状

①関係漁業の主な資源管理措置

【公的規制】

現在、小型底びき網については資源の保護培養を目的として、県漁業調整規則等で体長等の制限や採捕等の禁止期間を定めるとともに、瀬戸内海漁業取締規則、小型機船底びき網漁業取締規則で区域や期間、漁法などの禁止事項を定めて、公的に規制している。

表3 資源管理のための公的規制

項目	管理措置内容	根拠法令等
体長等の制限	マダイ全長 12cm 以下の採捕・所持・販売の禁止 (7/1～9/30)	瀬戸内海漁業取締規則
	クロダイ全長 6cm 以下の採捕・所持・販売の禁止	香川県漁業調整規則
	クルマエビ体長 6cm 以下の採捕・所持・販売の禁止	
	ガザミ甲幅 13cm 以下の採捕・所持・販売の禁止	
禁止期間	ウナギ全長 20cm 以下の採捕・所持・販売の禁止	香川県漁業調整規則
	ナマコ 4/1～10/31 の間の採捕・所持・販売の禁止 ミルクイ 4/21～11/30 の間の採捕・所持・販売の禁止	
禁止区域・ 期間・漁業・ 漁法・漁具	禁止区域、期間、漁法、漁具の設定	瀬戸内海漁業取締規則 小型機船底びき網漁業取締規則 香川県漁業調整規則

※底びき網の漁獲対象種のみ記載

【自主規制】

本県では、海域の特性や対象資源によって、異なる漁具を使用した小型底びき網が操業されており、資源管理については、主として播磨灘で操業する東讃地区と小豆地区、主として備讃瀬戸で操業する高松地区と中讃地区、主として燧灘で操業する三豊地区と5つの地区ごとに、自主的な管理のための組織づくりと自主管理の実践が図られている。

今後とも、この体制を基として、地区ごとにきめこまかな取組みを継続・発展させていくことが重要であるが、多くの漁業者が隣接する地区でも操業していることから、統一が必要な管理内容においては、関係地区でも推進する必要がある。

現在、小型底びき網の資源管理措置は、主要魚種や地区ごとに種苗放流している魚種について、資源の合理的利用を目的とした再放流サイズの設定や漁具の制限、資源の保護等を目的とした休漁日の設定や操業時間の短縮などである。

これらの取組みは、操業実態の違いがあることから、地区内での統一を進めるための話し合いに努めてきており、再放流サイズの設定や漁具の制限については、ほぼ地区内での統一が図られているものの、休漁日の設定や操業時間の短縮については、漁協の立地条件や出荷先の違いから、必ずしも統一された取組みにはいたっていない。

表4 再放流サイズの設定 (サイズ以下は再放流)

	東讃地区		小豆地区		高松地区	中讃地区	三豊地区
	東部	西部	南部	北部	高松市東部、 高松市瀬戸内、香西、男木島、女木島	坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見	詫間、粟島、西詫間、仁尾町、観音寺、伊吹、西かがわ
	引田、東讃、鶴羽、津田	小田、鴨庄、志度、牟礼、庵治	池田、内海町	四海、北浦、唐櫃、土庄中央			
ヒラメ	28cm	28cm	28cm	28cm	28cm	28cm	28cm
メイタガレイ	15cm	15cm	16cm			15cm	
マコガレイ	15cm	15cm	16cm	16cm	16cm	15cm	
マダイ	14cm	14cm	14cm	14cm			
クルマエビ	15cm	15cm	15cm	15cm	15cm	15cm	15cm
ペラ					13cm		
シャコ							12cm
ゲタ		25cm(庵治)					
ガザミ		15cm(庵治)		15cm(四海)			15cm
オニオコゼ							15cm
マダコ		200g		200g	200g	200g	200g

※サイズはマダコは体重、その他は全長を示す。

表5 漁具の制限

	東讃地区		小豆地区		高松地区	中讃地区	三豊地区
	東部	西部	南部	北部	屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、香西、下笠居、男木島、女木島、直島	松山、坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見	詫間、粟島、西詫間、仁尾町、観音寺、伊吹、西かがわ
	引田、東讃、鶴羽、津田	小田、鴨庄、志度、牟礼、庵治	池田、内海町	四海、北浦、唐櫃、土庄中央(本所・大部・家浦)			
網目	エビ漕：15節 但し9～10月は14節 板びき：16節 但し9～10月は14節 戦車漕：12節より大きい目合い	エビ漕：15節 但し8～9月は14節 板びき：15節 但し9～10月は14節 戦車漕：10節より大きい目合い	エビ漕：15節 但し9～10月は14節 板びき：16節 但し9～10月は拡大で検討 戦車漕 内海町：10節 池田：9節より大きい目合い	エビ漕：15節 但し9～10月は14節 エビ桁：10節 戦車漕：9節より大きい目合い	エビ漕：15節 但し7～9月は14節より大きい目合い	統一化はできていないが主体は14～15節	エビ漕：13節 戦車漕：13節より大きい目合い
張竿	20m以内	20m以内	20m以内	四海・北浦・大部：20～23m以内 なお、岡山東部・小豆北部底びき網協議会では短縮の方向で検討 家浦・唐櫃：20m以内	普通サイズの網18～19m サイズ小の網23m	統一化はできていないが主体は15～20m	15m以内 但し伊吹は7.5m

表6 休漁日の設定

	東讃地区		小豆地区		高松地区	中讃地区	三豊地区	
	東部	西部	南部	北部	高松市東部、高松市瀬戸内、香西、男木島、女木島、直島	松山、坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見	詫間、粟島、西詫間、仁尾町、観音寺、伊吹、西かがわ	
[全漁協]市場休みの前日	・週休2日制 [庵治・小田] (周年) [鴨庄・志度・牟礼] (4～10月) 高松行：カレンダーを作成 志度行：月・木	週休2日制 [池田] 5～9月 10月(1回) [内海町] 4～5月	その他 [池田] 10～4月 市場休みの前日 [内海町] 5～3月 市場休みの前日	週休2日制 [四海] (周年)	[土庄中央・北浦・唐櫃] 市場休みの前日 (周年)	7～9月 土曜休漁 他は自主的に休漁	土曜休漁 (周年)	週休2日制 [観音寺]周年 [観音寺以外] 7～9月 その他 [観音寺以外] 10～3月 市場休みの前日

表7 その他の管理措置

	東讃地区	小豆地区	高松地区	中讃地区	三豊地区
抱卵ガザミの再放流	周年実施	周年実施	周年実施	6月～8月に実施	周年実施
メイタガレイ当歳魚の解禁日設定	出荷解禁日の設定	出荷解禁日の設定	出荷解禁日の設定		出荷解禁日の設定
アナゴ当歳魚の解禁日設定	出荷解禁日の設定・出荷上限量の設定				
クルマエビ放流場所の禁漁	放流場所の禁漁			放流場所の禁漁	
出入港時刻の設定	出入港時刻の設定	出入港時刻の設定			出入港時刻の設定

②遊漁の現状

遊漁は主に岸壁から行なわれる陸釣りと、船を使用して行なわれる船釣りに大きく分けられるが、一部の遊漁者を除き組織化されていないため、実態を把握することは困難である。このような不特定多数の遊漁者に対しても資源管理の具体的な取組みへの参画を図ることが課題となっている。

そのような状況の中、県は広報紙やラジオ・新聞での広報、ポスター、パンフレット、海の手帳等の作成・配布のほか、講習会の開催や指導船による現地指導等により「海のルールとマナー」を守ってもらうための普及啓発活動を幅広く実施しており、この活動を通じて漁業者が取り組んでいる資源管理型漁業への理解と協力についても働きかけている。

その他、栽培漁業の関係事業では県民への稚魚愛護の啓発活動を行っているほか、「香川の水産」をはじめとする水産関連パンフレット等で資源管理型漁業の紹介や協力の呼びかけを行っている。

また、漁業者が地元の小型船安全協会との話合い、新聞への折込み広告などにより遊漁者への積極的な普及啓発を行なっている地区もある。

しかし、現状ではすべての遊漁者に資源管理の考え方を普及させることは難しい。特に、小豆島周辺海域や中讃地区島しょ部周辺海域へは、岡山県や兵庫県からの遊漁船が多いことから、隣接県との連携は不可欠であり、今後とも関係県に対して協力を求めていく必要がある。

③資源の積極的培養措置

昭和57年度に県栽培漁業センターが稼動を開始して以降、クロダイ、ヒラメ、クルマエビなどの重要魚種の種苗放流に努めており、新たに生産技術を開発したタケノコメバルや独立行政法人水産総合研究センター屋島栽培漁業センターで生産したサワラのほか、民間で生産されたオニオコゼや天然種苗のアイナメやキュウセン、マダコなどの多様な魚種を放流している。

小型底びき網の漁獲対象であるヒラメやクルマエビ等は、社団法人香川県水産振興協会（以下「県水産振興協会」という。）をはじめ市町、漁協等により放流されている。

これら放流魚種については、より効果を高めるため、資源の管理が重要であり、一部の魚種では、不特定多数の遊漁者にも利用されていることから、漁業者のみならず、資源を利用する関係者が一体となって管理し、合理的な利用を推進する必要がある。

なお、サワラでは国の資源回復計画により、種苗放流と資源管理が一体として実施されており、瀬戸内海全体で毎年約15万尾の種苗放流が行われ、そのうち1才魚までに約15%が回収されて

いると推定された事例がある。

表8 県内の種苗放流実績

単位 (千尾 マダコはトン)

魚種	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
クダイ	429	337	496	725	632	556	270	124	360	30
ヒラメ	802	890	922	941	1,270	770	740	787	721	666
マコレイ	493	198	227	277	493	142	210	495	461	230
キジハタ	15	93	4	15	2	3	21	3	46	132
タコハル								20	44	136
クルマエビ	10,250	12,085	10,739	11,733	13,990	7,477	5,288	6,306	6,348	5,672
ヨシエビ	1,000	1,000								
ガザミ	2,123	2,363	3,913	2,800	2,800	2,229	2,636	2,221	2,785	1,200
アサメ	504	392	516	95	219	243	503	131	145	186
メバル	200	38							102	111
キュウセン	546	318	852	1,747	1,557	1,180	1,643	1,608	804	537
オオコゼ	68	99	21	96	20	114	87	142	224	193
サワ				14	137	94	62	126	139	28
トラフグ		3	1.6	12	12	30		2		
ブリ	12	186	0.1	150	150	29	129			
マダコ	18.53	11.13	12.91	13.99	12.29	9.07	5.47	10.03	0.94	13.16

④漁場環境の保全措置

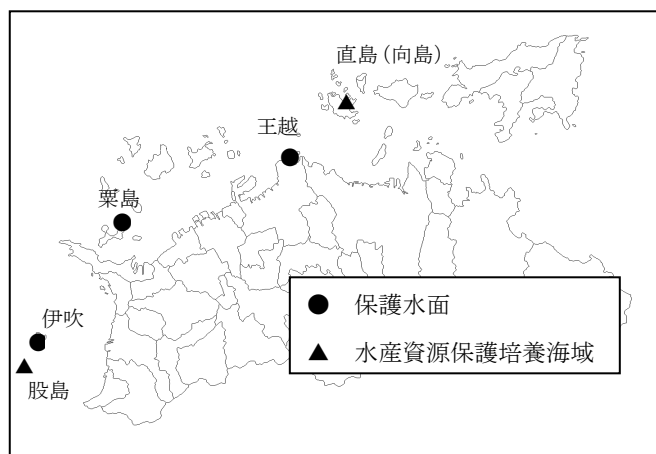


図8 保護水面、水産資源保護培養海域位置図

県内には、水産資源保護法に基づく保護水面と県漁業調整規則に基づく水産資源保護培養海域が設定されており、これらの海域では全ての水産動植物の採捕を禁止し、資源を保護するとともに、環境保全に努めている。

また、県内の沿岸域では、ガラモ場の造成を推進するとともに、水質環境の改善と水産資源の培養のための漁場保全事業を推進している。

表9 藻場造成・漁場保全事業の実績

単位 (か所)

	平成6~10	11	12	13	14	15	16	17
藻場造成事業	14	6	5	6	10	10	9	8
漁場保全事業	18	5	3	1	1	1	2	2
計	32	11	8	7	11	11	11	10

3 回復計画の目標

小型底びき網の漁獲量は、対象とする資源の水準低下などにより、総じて減少傾向にあり、1経営体当たりの漁獲金額も平成5年以降減少傾向にある。このような状況が継続すれば、量を追及する漁業操業が拡大し、資源回復の停滞、自主管理の破綻につながることから、資源回復による持続的な漁獲と併せて、漁獲物の高品質化等による漁獲金額の増加を図ることが重要である。

本計画では変化する水産資源を合理的に利用し、持続的な漁業生産と安定的な漁業経営を推進

するため、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で計画期間として「4 資源回復のために講じる措置と実施期間」に掲げる漁獲努力量削減措置などによって、小型魚の保護や休漁日などの徹底を図り、漁獲量の減少傾向に歯止めをかけるとともに、少なくとも過去 10 年間（平成 7～16 年）の 1 経営体当りの平均年間漁獲量 9,300kg を計画期間中を含めた目標とし、安定的な漁業生産の実現を目指す。また、小型魚販売の抑制や漁獲物の品質向上などにより、販売単価の向上を図り、安定した漁獲とあわせて、近年減少傾向にある 1 経営体当りの漁獲金額の増加に努める。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

漁獲努力量の削減措置と併せて、種苗放流による資源の積極的な培養や漁場環境の保全措置を実施するなど、漁業経営の安定や管理効果に配慮しながら、目標の達成に向けた総合的な取組みを周年実施する。

(1) 漁獲努力量の削減措置

①再放流サイズの設定

現在それぞれの地区ごとに取組んでいる自主規制については、引き続き実践するとともに、マコガレイの再放流サイズについては、次表のとおり設定する。

また、海域特性を考慮しながら、再放流サイズ設定の対象とする魚種の拡大、地区ごとに異なっている再放流サイズの統一化、再放流サイズの大型化など資源管理の高度化を検討するとともに、再放流する小型魚の生存率を向上させ、再放流効果を高めるため、漁獲物の船上での選別時にはシャワー設備を使用したり、活け間や水槽などでの選別を進める。特に種苗放流や他県と再放流サイズの話合いを継続しているオニオコゼ、ガザミ、シャコについては、今後の管理強化の検討に際して、対象魚種に掲げて取り組む。

表 10 再放流サイズの設定（サイズ以下は再放流）

	東讃地区		小豆地区		高松地区	中讃地区	三豊地区
	東部	西部	南部	北部	高松市東部、高松市瀬戸内、香西、男木島、女木島	坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見	詫間、粟島、西詫間、仁尾町、観音寺、伊吹、西かがわ見
マコガレイ	<u>16cm</u>	15cm	16cm	16cm	16cm	15cm	<u>15cm</u>

※サイズは全長を示す。下線のサイズは本計画で新たに設定したものの。

②袋網の網目の制限

これまでどおり、入網した小型魚を逃避させるため、袋網の網目の制限を行うとともに、選択性漁具の開発に努め、より効果的な小型魚の保護措置について検討する。

③休漁日の設定

現在実践している休漁日を継続するとともに、操業実態や販売状況、地区により異なっている休漁日や日数の統一化、科学的な根拠に基づいた、産卵期・種苗放流後の休漁などの高度化に向けた取組みを進める。

④出入港時刻の設定

出入港の時刻については、漁場までの距離や出荷の時刻等を考慮しながら、実質的な作業時間の短縮につながるよう、地区ごとに検討し、管理措置の高度化と地区ごとの公平化に向けた取組

みを進める。

⑤張竿長さ制限

張竿の長さ制限については、地区の実態を踏まえながら、今後とも統一化、高度化を検討する。

(2) 資源の積極的培養措置

今後とも県水産振興協会を中心に、市町、漁協等による種苗放流を促進し、資源の管理措置と併せて早期の目標達成に努める。

(3) 漁場環境の保全措置

引き続き、保護水面、水産資源保護培養海域の適切な管理に努めるとともに、ガラモ場造成のための増殖場造成事業・小規模漁場保全事業の推進、アマモ場の造成に向けた技術の早期開発に努め、資源の培養機能の高度化を推進する。

また、漁業者による海底耕うんや海底・海面の清掃を推進し、漁場環境の保全に努める。

5 漁獲努力量の削減等の措置及びその効果に関する公的担保措置

再放流サイズの設定や網目の制限等の規制措置の実効性を確保するため、海区委員会指示等による担保措置を関係漁業者と検討する。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

現段階では該当なし。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

県は、県水産振興協会等が実施する種苗放流の円滑な推進を支援するため、県栽培漁業センターでの種苗生産事業を推進するとともに、県外等からの放流種苗の導入、放流の支援に努める。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

県は、保護水面等の適切な管理や増殖場（ガラモ場）造成事業等の推進、アマモ場の造成に向けた技術の早期開発に努める。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

計画期間内は、管理の取組み状況や資源の状況などを把握するとともに、把握した内容を基本に目標の達成状況等について検討し、必要に応じて計画の内容や取組み方法を見直すなど、資源回復計画の適切な進行管理に努める。なお、漁業者による管理措置の合意形成、実践、周知徹底に向けた話し合いを促進するため、関係漁業者による協議の充実に努める。

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう関

係者を指導する。

(2) 資源動向の調査

県は、漁業者等と連携して、対象とする資源の調査・評価体制を構築し、資源状況の把握に努める。

(3) 資源回復措置の見直し

県は、毎年の資源調査、資源回復措置の実施状況や漁獲状況を踏まえ、資源回復計画を評価するとともに、取組み方法について検討を行い、必要に応じて計画内容等の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制

現在の資源管理型漁業実践会議を中心に、地区別検討会等の検討組織を強化し、円滑な取組みを推進するとともに、取組みの高度化を進める。

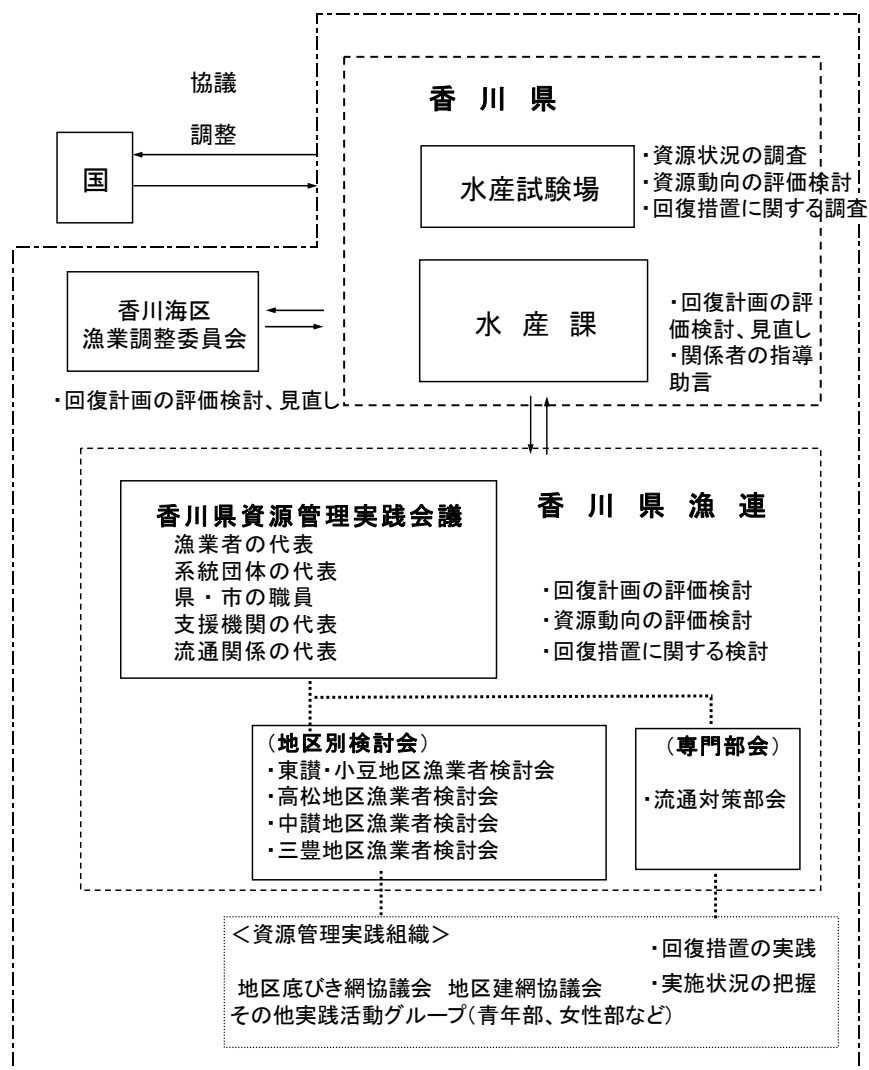


図9 包括的資源回復計画の推進体制

8 その他

(1) 資源回復計画内容の周知

これまでの自主的な資源管理の取組みから、すべての小型底びき網漁業者に対する周知、実践の徹底は極めて重要であり、今後は、漁協ごとに“周知会”を開催するなど、全ての関係者が内容を理解し、確実に実践するようきめ細かな情報伝達に努める。

(2) 他の漁業との協議

規制対象魚種の資源の管理と経営の安定を目指して、小型底びき網以外の関係する漁業(刺網、小型定置網など)においても資源管理が実施されるよう関係者で協議する。

(3) 他県関係漁業者との協議

同一の水産資源を利用する漁業者が、統一的な内容で資源管理の取組みを推進するため、他県の関係者との協議・検討を行う。

(4) 遊漁者への啓発

同一の水産資源を利用する遊漁者に対し、資源管理型漁業への理解と協力について、関係県とも連携して、今後も継続して働きかけて行く。

(5) 市場関係者との連携

再放流サイズを遵守する担保措置として、市場における小型魚の販売規制が考えられるが、法律上、そのような規制を行うことは困難である。このため、漁業者が漁協や地区で協議を行ない、小型魚等の販売を抑止する出荷体制を整えていくとともに、漁協や地区で決定したことを、流通関係者や市場等に周知し、小型魚の流通対策を連携して進めていく。

(6) 県民の理解と協力

計画の推進に当っては、計画内容を広く情報提供して、県民の理解・協力を得ながら進めるものとする。

(7) 流通や消費対策の検討

少量で多品種な小型底びき網の漁獲物の消費を拡大するため、地元の水産物の再評価や地域での消費を拡大する「地産地消」運動を展開していくとともに、学校給食への水産物の利用促進や県内外の消費地での魚食普及活動等により、積極的に県産水産物のブランド化やイメージアップに努めるほか、水産物の有効利用を図るため、新しい加工方法の開発を促進する必要がある。

その他、流通対策については、漁業者検討会に専門部会を設置し、市場等への出荷の効率化、高品質化など、漁業者が取り組むべき対策を検討していく。